

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 1 月 20 日 (金) 第 8 8 6 7 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (44) (広報課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (45) (県産材・林産振興課) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (46) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画の変更 (47) (技術企画課) . . . . . 2
	都市計画の変更 (48) (Ⅱ) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (49) (西部総合事務所地域振興局) . . . . . 3
◇ 労委告示	労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等 (1) . . . . . 4
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第44号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成28年度鳥取県基幹的情報発信業務プロポーザル審査会	基幹的情報発信業務に係る受託者の選定に関する事項	平成29年2月1日から 同年3月1日まで	広報課

## 鳥取県告示第45号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県産材製品カタログ作成業務プロポーザル審査会	鳥取県産材製品カタログ作成業務の受託者の選定に関する事項	平成29年1月20日から 同月31日まで	森林・林業振興局県 産材・林産振興課

## 鳥取県告示第46号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町板井原字下モ山19の21・19の22（以上2筆国有林）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 鳥取県告示第47号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 土地区画整理事業の名称  
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 施行者の名称  
鳥取県
- 施行地区  
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 事業施行期間

変更前 昭和45年7月7日から平成29年3月31日まで

変更後 昭和45年7月7日から平成33年3月31日まで

5 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部技術企画課

6 事業計画の決定の年月日

昭和45年7月2日

7 事業計画の変更年月日

平成29年1月20日

---

#### 鳥取県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市太平町、上井及び山根

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）

---

#### 鳥取県告示第49号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成29年2月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成29年1月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 申請のあった年月日

平成28年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人発達障がい児親の会 C H E R R Y

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岡野 桃子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市米原九丁目11-13

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、発達障がい児とその家庭（親子）に対して、発達支援、就労支援、相談支援及び医療機関や行政との連携を通じて、その子が自立した生活を送れるようになるまでの切れ目のない支援に関する事業を行う。そして、発達障がい児を抱える家庭が、地域社会の中で孤立することを防ぎ、また発達障がいに関する啓発活動を行うことによって、多様な人が幸せになれる地域づくり・社会づくりに寄与することを目的とする。

## 労 働 委 員 会 告 示

### 鳥取県労働委員会告示第 1 号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、鳥取県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

平成29年 1 月 20 日

鳥取県労働委員会会長 濱 田 由 紀 子

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
石 黒 豊	境港市	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成27年 5 月 27 日
浦 木 恵 子	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 臨床心理士	平成27年 5 月 13 日
太 田 正 志	米子市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	平成27年 5 月 27 日
河 本 充 弘	鳥取市	元鳥取県労働委員会委員 弁護士	”
杉 山 尊 生	米子市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	平成27年 5 月 13 日
竹 本 英 雄	鳥取市	元鳥取県労働委員会事務局長	平成27年 5 月 27 日
長 井 い ず み	”	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	”
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員（会長） 弁護士	平成27年 5 月 13 日
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	平成27年 5 月 27 日
三 谷 裕 次 郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員（会長代理） 弁護士	平成27年 5 月 13 日
吉 谷 康 子	”	鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	”
安養寺 淑 枝	”	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	”
池 内 保 子	”	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会 事務局長	”
田 中 穂	東伯郡	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	平成27年 5 月 27 日
弘 中 光 典	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 U A ゼンセン鳥取県支部長	平成27年 5 月 13 日
松 崎 浩 哉	米子市	鳥取県労働委員会委員 全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行 委員長	”
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	”
米 村 徹	鳥取市	情報産業労働組合連合会鳥取県協議会議長	平成27年 5 月 27 日

若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いない取締役副社長	平成27年 5 月 13 日
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社相談役	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所事務局長	平成27年 5 月 27 日
竹 上 順 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 株式会社インタープロス代表取締役	平成27年 5 月 13 日
宮 城 定 幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	平成27年 5 月 13 日
山 内 啓 介	〃	鳥取商工会議所事務局長	平成27年 5 月 27 日
山 根 淳 史	米子市	米子商工会議所専務理事	平成29年 1 月 16 日
和 田 好 生	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	平成27年 5 月 13 日
安 本 俊 夫	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成28年 4 月 13 日
佐々木 登美雄	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年 1 月 1 日

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 1 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
 琴浦都市計画道路 3・5・2 号赤碓駅前下市線（変更前 琴浦都市計画道路 3・5・2 号地蔵町下市線）  
 琴浦都市計画道路 3・5・4 号大山花見線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 琴浦都市計画道路 3・5・2 号赤碓駅前下市線  
 変更する部分  
 東伯郡琴浦町大字赤碓
  - (2) 琴浦都市計画道路 3・5・4 号大山花見線  
 削除する部分  
 東伯郡琴浦町大字赤碓
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町建設課（琴浦町大字赤碓1140-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間  
 平成29年 1 月 20 日から同年 2 月 3 日まで